

今治市公会堂使用料（令和8年4月1日以降）

使用区分		使用時間	8：30～ 12：00	12：00～ 17：00	17：00～ 22：00	8：30～ 17：00	12：00～ 22：00	8：30～ 22：00	超過料金 (1時間 までごと に)
ホール	A 入場料等を徴収 しないとき	全日	円 5,420	円 12,470	円 18,730	円 17,180	円 30,110	円 32,500	円 5,610
	B 入場料等を徴収 するとき	全日	10,790	34,190	36,400	42,750	67,070	73,260	10,910
	準備・撤去・リハーサル	全日	2,710	6,230	9,360	8,590	15,050	16,250	2,800
東側楽屋		全日	1,100	1,570	1,570	2,530	2,980	3,810	470
冷暖房 設備	ホール	1式	17,490	24,120	24,120	39,530	45,830	59,180	7,220
	東側楽屋	1式	1,100	1,570	1,570	2,530	2,980	3,810	470
音響設備	基本	1式	5,360	5,360	5,360	10,730	10,730	16,110	1,600
	2点吊りマイク装置	1式	940	940	940	1,880	1,880	2,820	280
	マイク(ワイヤレス)	1本	730	730	730	1,460	1,460	2,200	220
	マイク	1本	520	520	520	1,040	1,040	1,570	—
	移動型スピーカー	1対	730	730	730	1,460	1,460	2,200	220
照明設備	基本	1式	9,370	9,370	9,370	18,750	18,750	28,120	2,800
	準備・撤去・リハーサル	1式	8,430	8,430	8,430	16,870	16,870	25,130	2,520
	プロセニアムライト	1式	520	520	520	1,040	1,040	1,570	—
	フロントサイドスポットライト	1式	940	940	940	1,880	1,880	2,820	280
	ボーダーライト	1列	410	410	410	830	830	1,250	—
	サスペンションライト	1列	520	520	520	1,040	1,040	1,570	—
	アッパー・ホリゾントライト	1列	1,250	1,250	1,250	2,510	2,510	3,770	370
	ロアーホリゾントライト	1列	830	830	830	1,670	1,670	2,510	250

今治市公会堂使用料（令和8年4月1日以降）

サイドスポットライト	1対	520	520	520	1,040	1,040	1,570	—
移動式スポットライト	1台	310	310	310	620	620	940	—
フォロースpotライト	1台	730	730	730	1,460	1,460	2,200	220
ピアノ	1式	10,430	10,430	10,430	20,860	20,860	31,300	—
所作台	1式	6,550	6,550	6,550	13,110	13,110	19,670	—
金屏風	1双	2,550	2,550	2,550	5,110	5,110	7,660	—
平台	1式	1,330	1,330	1,330	2,660	2,660	3,990	—
スクリーン	1基	1,040	1,040	1,040	2,090	2,090	3,140	—
指揮者台	1台	310	310	310	620	620	940	—
指揮者用譜面台	1台	200	200	200	410	410	620	—
持ち込み器具用コンセント	1口	200	200	200	410	410	620	—
白布	1枚	550	550	550	1,110	1,110	1,660	—

備考

- 1 「使用時間」には、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 超過料金は、使用時間の定めのない時間に使用する場合に適用する。
- 3 500円以上の入場料等を徴収する場合には、Bの区分の使用料の倍額とする。
- 4 ホール及び照明設備の準備・撤去・リハーサルの区分は、当日以外に使用するときに適用する。
- 5 ホール使用料（Bの区分に該当するときを除く。）は、商品の展示又は営業の宣伝その他これに類する目的に使用する場合には、所定料金の8割増とする。
- 6 ホワイエのみを使用するときは、ホール使用料の8割とする。ただし、商品の展示又は営業の宣伝その他これに類する目的に使用する場合には、ホワイエのみを使用する場合のホール使用料の8割増とする。
- 7 ホワイエのみを使用するときの冷暖房設備使用料は、ホールの区分の使用料と同額とする。
- 8 音響設備の基本の使用料には、マイク3本の使用料を含む。
- 9 照明設備の基本の使用料には、ボーダーライト1列及びサスペンションライト1列の使用料を含む。
- 10 各使用料において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。